告示

○厚生労働省告示第三百九十一号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第一条の四第一号の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十七年九月三十日から適用する。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第一条の四第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準は、次に掲げるものとする。

一　労働者派遣を行うに当たり、対象となる派遣労働者のキャリアの形成を念頭に置いて派遣先の業務を選定する旨を明示的に記載した手引を整備していること。

二　その雇用する全ての派遣労働者が利用できる、派遣労働者の職業生活の設計に関する相談窓口を設けていること。

三　前号の相談窓口に、キャリア・コンサルティング（労働者の職業生活の設計に関する相談その他の援助を行うことをいう。）の知見を有する担当者を配置していること。

四　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下「法」という。）第三十条の二第一項に規定する教育訓練の実施計画（次に掲げる要件を満たすものに限る。）を定めていること。

イ　実施する教育訓練がその雇用する全ての派遣労働者を対象としたものであること。

ロ　実施する教育訓練が有給かつ無償で行われるものであること。

ハ　実施する教育訓練が派遣労働者のキャリアアップに資する内容のものであること。

ニ　派遣労働者として雇用するに当たり実施する教育訓練が含まれたものであること。

ホ　法第三十条の二第一項に規定する無期雇用派遣労働者に対して実施する教育訓練は、長期的なキャリアの形成を念頭に置いた内容のものであること。

○厚生労働省告示第三百九十二号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）第二十九条の二の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習を次のように定め、平成二十七年九月三十日から適用する。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二の規定に基づき厚生労働大臣が定める講習

1　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第二十九条の二に規定する厚生労働大臣が定める講習（以下「派遣元責任者講習」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとして、次項に定めるものとする。

一　講習を実施する者（以下「講習機関」という。）の施設、設備、講習の実施の方法その他の講習に関する事項が、派遣元責任者講習の適正かつ確実な実施に適合したものであること。

二　講習機関の経理的及び技術的な基礎が、派遣元責任者講習の適正かつ確実な実施に足るものであること。

2　派遣元責任者講習は、次の表に掲げる講習機関が行う派遣労働者に係る雇用管理の適正な実施のために必要な知識を習得させるための講習とする。

名称	所在地
一般社団法人日本人材派遣協会	東京都千代田区飯田橋三丁目十一番十四号
一般社団法人全国放送派遣協会	東京都港区赤坂二丁目十三番八号
公益社団法人労務管理教育センター	東京都品川区上大崎二丁目二十五番二号
一般社団法人日本添乗サービス協会	東京都港区芝一丁目十番十一号コスモ金杉橋ビル六階
一般社団法人日本機械設計工業会	東京都中央区日本橋小舟町十五番地十五
株式会社オピニオン	東京都新宿区西新宿四丁目三十二番十二号
人材アットマークステーション協同組合	石川県金沢市割出町六百四十七番地二
特定非営利活動法人個別労使紛争処理センター	東京都千代田区神田錦町一丁目十二番三号第一アマイビル
株式会社オファーズ	群馬県高崎市上大類町千四十九番地
株式会社労働新聞社	東京都板橋区仲町二十九番地九
株式会社ウェルネット	東京都渋谷区代々木三丁目二十六番二号
一般社団法人関西環境開発センター	大阪府大阪市北区中津一丁目二番十九号
一般社団法人労務経営支援協会	静岡県浜松市東区中野町千百六十一番地一
公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会	東京都江東区東陽三丁目二十三番二十二号
株式会社オープンリソース	東京都新宿区下落合二丁目一番八号
株式会社サポルテ	北海道札幌市中央区北二条西二丁目
株式会社フィールドプランニング	東京都新宿区西新宿一丁目二十五番一号
株式会社アイ・シー研修センター	東京都荒川区西日暮里二丁目五十四番九号村田ビル二階

○厚生労働省告示第三百九十三号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第四十七条の四の規定に基づき、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針（平成十一年労働省告示第百三十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年九月三十日から適用する。

平成二十七年九月二十九日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　山口　俊一

第二の二の㈡を次のように改める。

㈡　労働者派遣契約の締結に当たって講ずべき措置

イ　派遣元事業主は、労働者派遣契約の締結に当たって、派遣先の責に帰すべき事由により労働者派遣契約の契約期間が満了する前に当該労働者派遣契約の解除が行われる場合には、派遣先は当該労働者派遣に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること及びこれができないときには少なくとも当該労働者派遣契約の解除に伴い当該派遣元事業主が当該労働者派遣に係る派遣労働者を休業させることにより生ずる損害である休業手当、解雇予告手当等に相当する額以上の額について損害の賠償を行うことを定めるよう求めること。